尾道市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)に対するパブリックコメント実施結果

【募集期間】令和8年9月10日(木曜日)～令和8年10月9日(金曜日)
【募集結果】応募者数　1人、意見の件数　3件
いただいたご意見について、次のとおり、市の考え方をお示しします。

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	【家庭から出る生ごみの処理について】 　私は家庭の生ごみをコンポストで堆肥化し、畑で再利用しています。かつて勤務先の他自治体にはコンポスト購入費の補助制度がありましたが、現在は廃止され残念に感じています。尾道市においても、もし助成制度がないのであれば、ぜひ制度化を検討していただきたいです。	生ごみの堆肥化に係るコンポスト容器は、臭いや虫の発生など、衛生面や設置スペースの課題、また、肥料の活用先も限られることから、市の取組として購入補助の制度化は考えておりません。
2	【家庭から出るもやせるごみの処理について】 　周囲への延焼が想定されない焼却場所を確保でき、消火用水などの対策を講じることができる場合は、家庭ごみを各家庭において焼却処理を行ってもよいのではないでしょうか。	家庭から出るもやせるごみを各家庭で屋外焼却することは、不完全燃焼によりダイオキシン類を発生させ、健康被害や環境への悪影響を及ぼすおそれがあり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、禁止されています。 　家庭ごみは、市の分別・排出ルールに従って出していただく必要がありますので、引き続き、適正な分別・排出の徹底を推進してまいります。
3	【地域の山の樹木について】 　放置され、道路寸断の原因ともなる山林の樹木を、バイオマス発電の燃料として活用する取り組みが進んでいます。これを蒸気機関車の燃料へも応用するなどのアイデアを検討し、尾道市は他団体と連携して国や電力会社、JR等へ積極的に働きかけ、資源の有効活用を推進すべきです。	樹木を燃料として活用することは、森林資源の有効活用という観点から一定の意義があるものと認識しています。 　市道において、通行の妨げになる樹木等がある場合は、撤去により早期の通行確保に努めていますが、ご提案のあった件については、個人の山林は所有者が管理するものであること、木材の搬出や運搬にかかる費用などの事業の採算性、伐採することでの森林環境への影響など、様々な課題があることから、市の取組としては考えておりません。
－	合計　3件	